

奈良県告示第八十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十一年六月十二日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条に規定する衝撃に関する事項	縦覧場所
五條市西吉野町十日市（〇〇二）急傾斜地崩壊特別警戒区域	次の平面図のとおり	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び五條市役所市長公室庶務課
五條市西吉野町大日川（〇〇二）急傾斜地崩壊特別警戒区域	次の平面図のとおり	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び五條市役所市長公室庶務課
五條市西吉野町大日川（〇〇三）急傾斜地崩壊特別警戒区域	次の平面図のとおり	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び五條市役所市長公室庶務課
五條市西吉野町大日川（	次の平面図の	次の平面図のと	奈良県五條土木事

〇〇四）急傾斜地崩壊特 別警戒区域	とおり	おり	務所及び五條市役 所市長公室庶務課
五條市西吉野町大日川（ 〇〇五）急傾斜地崩壊特 別警戒区域	次の平面図の とおり	次の平面図のと おり	奈良県五條土木事 務所及び五條市役 所市長公室庶務課
五條市西吉野町大日川（ 〇〇六）急傾斜地崩壊特 別警戒区域	次の平面図の とおり	次の平面図のと おり	奈良県五條土木事 務所及び五條市役 所市長公室庶務課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県土木部砂防課及び表の縦覧場所に備え置  
いて一般の縦覧に供する。